

訪問介護事業所「聖マリアの園」事業概要

事業主体に関する こと					
事業主体名	社会福祉法人 聖マリア会				
所在地	〒853-0052 五島市松山町706番地3				
代表者	理事長 桑村 秀子				
主な事業	・ 施設入所介護サービス ・ 短期入所生活介護サービス(ショートステイ) ・ 通所介護サービス(デイサービスセンター併設) ・ 訪問介護サービス(ホームヘルプ) ・ 居宅介護支援サービス(在宅介護支援センター併設) ・ 訪問給食サービス				
施設に関する こと					
施設名	訪問介護事業所聖マリアの園				
所在地	〒853-0052 五島市松山町706番地3 TEL 0959-72-6129				
交通の便	福江港よりタクシーで5分 福江空港よりタクシーで10分				
施設の類型	訪問介護事業所聖マリ(長崎県指令31長社第3350号)				
介護保険事業所番号	4282200049(令和4年10月1日基準該当)				
	4270600127(平成12年3月1日指定)				
敷地面積及び権利	11,855.65㎡ ・ 法人所有地3,713.14㎡ 借地8,142.51㎡				
建物の概要	延床面積 5,615.57㎡ ・ 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ・ 法人所有				
開設年月日	平成4年 4月 1日				
職員体制	令和 7 年 4 月 1 日現在				
	職 種	常 勤	常勤兼務	非常勤	合 計
	管 理 者	1			1
	サービス提供責任者(兼務)		1		1
	訪 問 介 護 員		1	1	2
	(1) 介 護 福 祉 士		1		1
	(2) 訪 問 介 護 養 成 研 修 2 級 (ヘルパー2級)過程修了者			1	1
提供するサービスに関する こと					
身体介護	・ 入浴、身体清拭の介助 ・ 食事の介助 ・ 排泄の介助 ・ 衣類着脱の介助 ・ 通院等その他必要な身体の介助				
生活援助	・ 調理 ・ 衣類の洗濯、補修 ・ 住居等の掃除、整理整頓				

生活援助	- 生活必需品の買い物 - 関係機関との連絡調整 - その他必要な生活援助												
相談・助言等	- 生活、身体、介護に関する相談、助言 - 住宅改修に関する相談、助言 - その他必要な相談、助言												
複合提供	上記、身体介護及び生活相談を合わせて利用することもできます。												
利用料金に関すること													
利用料	(1) 介護給付												
	<table><tr><td>訪問時間</td><td>身体介護</td><td>訪問時間</td><td>生活援助</td></tr><tr><td>30分未満</td><td>2,440円</td><td>20分～45分未満</td><td>1,790円</td></tr><tr><td>30分～1時間未満</td><td>3,870円</td><td>45分以上</td><td>2,200円</td></tr></table>	訪問時間	身体介護	訪問時間	生活援助	30分未満	2,440円	20分～45分未満	1,790円	30分～1時間未満	3,870円	45分以上	2,200円
	訪問時間	身体介護	訪問時間	生活援助									
	30分未満	2,440円	20分～45分未満	1,790円									
	30分～1時間未満	3,870円	45分以上	2,200円									
	※ 対象者には次の加算が算定されます。												
	特定事業所加算(Ⅱ)	10%	特別地域加算 (離島地域)	15%									
	緊急時訪問加算	1,000円／回	初回加算	2,000円／月									
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		24.5%(245/1000)										
	(2) 総合事業(独自)												
	訪問型独自サービスⅠ 〈週1回程度の利用が必要な場合〉 事業対象者・要支援1		11,760円／月										
	訪問型独自サービスⅡ 〈週2回程度の利用が必要な場合〉 事業対象者・要支援1		23,490円／月										
	訪問型独自サービスⅢ 〈週2回程度の利用が必要な場合〉 事業対象者・要支援2		37,270円／月										
	新型コロナウイルス感染症への対応(R3年9月末まで)		基本報酬に0.1%(1/1000)を上乗せ										
	※ 対象者には次の加算が算定されます。												
特定事業所加算(Ⅱ)	10%	特別地域加算 (離島地域)	15%										
緊急時訪問加算	1,000円／回	初回加算	2,000円／月										
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		24.5%(245/1000)											
(3) 総合事業(独自／定率)													
訪問型サービスⅠ		2,000円／回											
※ 利用者の負担額は利用料の1割(又は負担割合証による割合の額)となります。													
※ 原爆被爆者は、助成制度があります。													
※ 低所得者は、法人減免制度が適用になる場合があります。													
※ 身体障害者の方で、訪問介護利用者負担額減額認定証をお持ちの方は、介護給付費の減額制度があります。													

そ の 他 費 用	通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護に要した交通費は、実費を徴収します。		
表 示 期 限	令和6年4月1日→延長 但し、制度改正や厚生労働省による介護給付費等の変更があった場合は、指定された期限をもって改正する。		
利 用 等 に 関 す る こ と			
利 用 者 の 条 件	介護保険者の被保険者(第2号保険者を含む)で、要支援1以上の方。 五島市総合事業の事業対象者。		
契 約 の 解 除	以下の場合には、当事業所との契約は終了し、利用できなくなります。 ① 利用者が死亡した場合 ② 利用者が介護保険施設に入所した場合 ③ 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当(自立)と認定された場合 (ただし、五島市総合事業対象者を除く) ④ 事業者が解散、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した 場合。 ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能 になった場合。 ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。 ⑦ ご契約者から契約解除の申出があった場合。 ⑧ 事業所から契約解除の申出を行った場合。 上記⑦と⑧の項目については、詳細を契約書に記載しております。		
苦 情 に 関 す る こ と			
苦 情 の 対 応	① 当事業所における苦情やご相談は以下のとおり受け付けし、適切に対応いたします。		
	区分	役職名	氏名 連絡先
	苦情解決責任者	管理者	村上 順子
	苦情受付担当者	サービス提供 責任者	小田 理香
	第三者委員	法人監事	吉原 文代
		法人監事	岩崎しのぶ
	※ 苦情受付は、面接、電話、書面により受付ます。		
	※ 苦情受付の報告及び確認は、解決責任者と第三者委員に報告・確認し、苦情申 し出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。		
	※ 苦情解決のための話し合いを申出人と誠意をもって行います。		
	② 行政機関等の受付機関		
苦情受付機関	住所・連絡先等	受付時間	
五島市長寿介護課	五島市福江町1-1 TEL 0959-72-6784	午前8時30分 ～ 午後5時15分	
国民健康保険団体連合会	長崎市今博多町8-2 TEL 095-826-1599	午前9時 ～ 午後5時	
長崎県社会福祉協議会	長崎市茂里町3-24 TEL 095-842-6410	午前9時 ～ 午後5時	
※ 本事業所で解決できない苦情は、長崎県社協内に設置された「運営適正化委員 会」に申し立てることができます。			

事 故 発 生 に 関 す る こ と

事 故 の 対 応

- ※ 事故発生時には、契約者へ速やかに連絡をとり、医療機関に受診することとする。
- ※ 事故発生した時点において、事項報告書を作成し、今後の事故防止に努める。

通 常 の 実 施 地 域

五島市(ただし、奈留町・岐宿町・玉之浦町・三井楽町・富江町及び離島を除く)

サ ー ビ ス 提 供 に お け る 事 業 者 の 義 務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を行い、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束(身体保護のため緊急やむを得ない場合を除く。)その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑤ 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- ⑥ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ⑦ 事業所は、感染症の発生及び蔓延等に関する感染症対策強化の取り組みを徹底するため、現行委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行います。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。

訪問介護事業所聖マリアの園